

# 令和8年度 入札・契約制度の改善について

令和8年4月

町においては、公平かつ公正な競争性の向上を図るため、次の項目について見直しを行います。

## 【改善項目】

- ① 週休2日確保工事試行要領の改正について
- ② 伊方町余裕工期設定工事に係る事務取扱要領の制定について
- ③ 契約保証等の電子化について
- ④ 伊方町ウィークリースタンス実施要領の制定について

### ① 週休2日確保工事試行要領の改正について

公共工事の品質確保の推進に係る法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業界の労働者の健康確保やワークライフバランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要となっていることから現在の「通期管理」を「月単位・週単位管理」に変更します。

### ② 伊方町余裕工期設定工事に係る事務要領の制定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に伴い、平成27年1月30日に策定された発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、本町発注工事において、工期に余裕期間を設定することとしました。

### ③ 契約保証等の電子化について

令和8年4月1日以降に伊方町を発注者として、新規で契約を締結する建設工事及び建設工事関連業務における契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む）に係る保証証書について、従来の保証証書（書面）の提出に代えて保証契約番号と認証キーの送信による電子保証の利用ができればとします。

### ④ 伊方町ウィークリースタンス実施要領の制定について

「働き方改革関連法」が施行され、「働き方改革」は受発注者が共に取り組むべき課題となっています。そこで、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、1週間における受発注者間のルールや約束・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、より一層業務環境改善に努めます。